

第7期 2018年度

(自 2018年4月1日～至 2019年3月31日)

事業計画書及び収支予算書(案)

一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会

2018年4月1日～2019年3月31日 事業計画書

2018年度の我が国経済は、海外経済の回復による輸出の増加や有効求人倍率の上昇など、雇用・所得環境の改善により、民需を中心に景気回復傾向が続くとの予測が大方であります。ただし、懸念材料としては、天候不順などによる個人消費の足踏み、業種や地域での景況感の相違、加えて、「労働力不足」などが挙げられています。

ゴルフ場業界の中長期的経営環境は、総人口の減少と少子高齢化によるゴルフ人口の減少が懸念されていることに加え、上記の懸念材料（天候不順による影響、地方経済の回復の遅れ、労働力不足）の影響を受けて今後も厳しい状況が続くと予測されます。また、全ゴルフ場の約8割を占める預託金会員制ゴルフ場における「預託金償還問題」が依然としてベースの問題として残っております。

「日本ゴルフサミット会議」において、2015年度に「ゴルフ活性化のための戦略目標と主要戦術課題」との枠組みが採択され、2016年度に「ゴルフ振興中期目標」が決定いたしました。その結果、2017年度からは、大学との産学連携やゴルフ団体間の連携や協調による施策の推進がより一層可能な環境が整い、様々なゴルフ普及活動等が徐々にではありますがスタートしております。

「日本ゴルフサミット会議」で採択されたゴルフ普及活動には、弊協会からの提案事項が多く含まれているため、様々な面において果たさなければならない役割の重要度は益々高まっております。しかしながら、弊協会への加盟ゴルフ場数は、ゴルフ場経営形態の相違等により業界を強力に牽引するために必要な組織率となっております。ゴルフ場業界の未来を考えた時、加盟ゴルフ場数の増加が課題解決の必須条件と考えておりますので、本年度も会員各位のご尽力をお願い申し上げます。

2018年度以降取り組まなければならない中長期的重点課題は前年度までと同様に次の3点と考え、具体的活動を行う計画であります。

第1点 市場活性化策の検討（ゴルファー数の減少への対応策の検討と実行）

「新規ゴルファー創造」の最も効率の良いターゲット年齢層「20歳代後半～30歳代前半」のゴルフ参加率を10%強に引上げるためには、「公益社団法人 全国大学体育連合」との産学連携による事業展開に加え、若年層社会人へのゴルフ普及活動の展開を模索致します。

また、PGAが中心となって進める「PGA ゴルフデビュープログラム」やJPGS主催競技「全日本アマチュアゴルファー選手権」等へ参画すること、及び、「地域中核企業創出・支援事業」の活用や地方自治体や地域産業とのコラボレーションによる「ゴルフメジャー大会を契機としたスポーツ（ゴルフ）を契機とした地方創生」のモデル事業構築に向けた活動を実施するとともに、「ふるさと納税」制度活用による地方自治体との連携による施策の提案も実施します。

- (1) 「大学体育のゴルフ授業」充実に向けた活動の展開

2017年度は本格稼働開始年として、正課授業との接続プログラム「G ちゃれ」を8都県で39回開催致しました。今年度は実施地域の拡大と開催回数の増加を図り、施策定着化を目指す計画であります。

(2) 若年層社会人へのゴルフ普及活動

大学との産学連携活動で得られた知見を活かし、若年層社会人を対象とした「ゴルフを活用した社会人力向上と健康増進」を目指した施策を展開する計画であります。

本施策は、スポーツ実施率の向上により健康寿命の延伸を図る「第2期スポーツ基本計画」や、「健康経営」との視点による「ワーク・ライフ・バランスの改善」を目指す「働き方改革実行計画」等の政策への貢献も視野に入れたものであります。

(3) 「PGA ゴルフデビュープログラム」の拡大推進

PGA・NGK・JGRAが三位一体となって展開する施策「PGA ゴルフデビュープログラム」の拡大を目指した活動に参画します。

(4) JPGS 主催競技「全日本アマチュアゴルファー選手権」等への参画

JPGSとの事業連携強化として、同協会が主催する「全日本アマチュアゴルファー選手権」等を弊協会加盟ゴルフ場で開催します。

尚、同協会とは、構成要因の相違（会員制、パブリック制）はあるものの、ゴルフ場経営の健全化との目的はほぼ同一であることから、今後、更なる連携強化を図っていく予定であります。

(5) スポーツによるまちづくり・地域の中核企業としてのゴルフ場

「地域中核企業創出・支援事業」を活用した地域産業としてのゴルフ場、或いは、「ゴルフメジャー大会を契機としたスポーツ振興を核とした地域創生」等のモデル化事業に取り組めます。

(6) ゴルフ関連企業の企画を推進援助・インバウンドゴルファー対策

「ゴルフマジ！」(対象年齢19歳・20歳)及び「楽ゴルフ」(対象年齢20歳代)等のゴルフ関連企業の企画推進を援助するとともに、将来的に拡大の可能性が増大する「インバウンドゴルファー」への対応も検討します。

第2点 ゴルフ場経営のコストダウン

「ゴルフ場共済協同組合」や「経営資材のコストダウン」によるコスト削減（日本ゴルフ場共同購入株式会社の活用）、「固定資産税・ゴルフ場利用税等の税制関連問題」等の研究と普及活動を実施するとともに、労働力不足への対応施策実施並びに検討を行います。

(1) 「ゴルフ場共済協同組合」の普及活動

「ゴルフ場共済協同組合」の普及活動を推進します。「ゴルフ場共済協同組合」の取扱商品は、「施設賠償費用共済制度」、「入場者包括費用共済制度」と組合員向けに「ゴルフ場共済協同組合包括火災保険」であり、平均的に15%~20%強の保険料削減が可能です。

(2) ゴルフによる健康増進・ゴルフ場の環境貢献等の啓発活動

コース管理により排出される「緑化廃棄物」をコンポスト化して再生資源とする仕組みの普及やゴルフによる健康増進効果等の啓発活動を「公益社団法人 ゴルフ緑化促進会」と共同して推進します。

(3) 「固定資産税・ゴルフ場利用税等の税制関連問題」

「固定資産税」に関しては、約5年間の弊協会による総務省との折衝により総務大

臣告示が平成 21 年度に「現況課税」と変更となったにも関わらず、未だに地方自治体との間に解釈上の問題が発生している。このようなケースについて、情報提供とアドバイス活動を展開します。

また、与党税調の「平成 29 年度税制改正大綱」に長期検討課題と明記された「ゴルフ場利用税」問題については、他団体との連携を図り活動します。なお、「ゴルフ場利用税」廃止の最大障壁である地方自治体の代替え財源問題に関し、ゴルフ場による「ふるさと納税」推進等による効果について啓発活動を実施します。

(4) 労働力不足への対応策立案

2017 年度に策定した「労働力不足」や「働き方改革実行計画」への下記の対応策を今年度は実施します。

【短期的対応策】

1. 「同一労働・同一賃金など非正規雇用の処遇改善」による雇用対策
厚生労働省の委託を受けた「PwC コンサルティング合同会社」によるゴルフ場職務評価分析により得られた知見に基づき、「同一企業内の同一労働・同一賃金」を実現させるセミナー等の開催と啓発活動を展開します。
2. 「ゴルフ場産業高齢者雇用推進ガイドライン」の策定事業の着手
2018 年度・2019 年度の「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」による「ゴルフ場産業高齢者雇用推進ガイドライン」策定の補助金事業が承認されたため、本年度はガイドラインの策定のためのデータ収集等を専門機関と協同して実施します。(2019 年度は、ガイドラインを制定して製本化、セミナー開催等の啓発活動を実施する予定。)

【中長期的対応策】

1. 「外国人材の受入れ」について
行政庁に対し、「外国人技能実習制度」にゴルフ場産業の一部職種に関して認可を得る可能性を打診するとともに、それを実現させるための基礎となるゴルフ場業界の総意を結集できるようにデータ収集や広報活動を実施します。
2. IT 化 (IoT 化) についての研究
省力化を目指した IT 化 (IoT 化) について、ゴルフ場関連のコンピュータソフト企業や関連機器企業との連携を模索します。
3. 「長時間労働の是正」について
今後、法令等の整備状況に応じて、専門家を交えて対応策を検討し、啓発活動を行います。

第 3 点 預託金償還問題

約 8 割を占める預託金制ゴルフ場における預託金償還問題への対応策の検討が必要であるとともに、ゴルフ会員権に関するゴルファーの啓発活動も合わせて展開します。

中部地区以西において依然として頻発する「預託金償還ビジネス」について、弊協会が情報交換のハブステーション的な役割を担い、対象ゴルフ場のサポートを務めることとして活動します。

【経常収益】

「受取会費」は、下記の地域別目標数を定め、新規入会目標を正会員 18（上期 10・下期 8）、副会員 6、賛助会員 4 として活動を行い、19,360 千円を見込みます。

	北海道	関東東北	中部	関西	中四国	九州	合計
2018 年目標	2	5	3	3	2	3	18

「事業収益」については、「ゴルフ場共済協同組合」の活動サポート収益等、2,550 千円を見込みます。

「受取補助金」として「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」より、「産業別高齢者雇用推進事業」の補助金として 10,000 千円（2018 年度分）を見込みます。

以上の「受取会費・事業収益・受取補助金」に加え、「雑収益 170 千円」を見込んだ経常収益計は、32,080 千円（前年実績比 11,518 千円増）となる予算額と致しました。

【経常費用】

1. 会員契約適正化事業

「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第 13 条」による「会員制事業協会」との指定を受けている協会として、「ゴルフ場事業に関する拠出金の債務保証事業に係る業務方法書第 3 条第 1 項の規定に基づき、事業計画を定めます。

* ゴルフ場の新規開設による債務保証案件は、「1 企業、新規保証予定額は 15 億円以内」と予定します。（過去 10 年間、債務保証案件は発生していません。）

* 会員権に関する相談業務を 20 件程度と予測して、655 千円を計画します。

2. 会員増強対策事業

ゴルフ場業界の抱える問題の処理には一定の会員数が必要であるため、主に下記の方針に基づき地区ごとの新規入会目標数を定めて活動を行います。

* 会員に入会候補先の紹介を呼びかけ、個別訪問により入会勧誘を行います。

* 会員の関連ゴルフ場の副会員化を促進します。

* 「NGK だより」を始めとする情報を入会候補ゴルフ場等に定期的に送付し、当協会の活動内容に対する理解度を高めます。

* 「ゴルフ場共済協同組合」を活用した活動を推進します。

以上の活動に要する費用として、921 千円を計画します。

3. 経営対策事業（調査研究及びゴルフスポーツ普及啓発事業）・・・経営対策委員会

(1) トーナメント事業

JPGS との事業連携強化による同協会が主催する「全日本アマチュアゴルファーズ選手権」等を弊協会加盟ゴルフ場で開催します。

(2) ゴルフ市場活性化事業

市場活性化策を展開する活動費として、2,597 千円を計画します。

(3) 預託金償還対策事業

預託金償還問題（主に預託金償還ビジネス）に関する啓発活動のために 365 千円を計画します。

（４）緑のカプセル推進事業

コース管理により排出される「緑化廃棄物」をコンポスト化して再生資源とする仕組みの普及やゴルフによる健康増進効果等の啓発活動を「公益社団法人 ゴルフ緑化促進会」と共同して推進するために、866 千円を計画します。

4. その他の事業

（１）税・労務対策事業・・・税・労務委員会

「ゴルフ場利用税撤廃」の実現を目指す「日本ゴルフサミット会議 ゴルフ場利用税廃止運動推進本部」の活動に参加するだけでなく、自治体ごとに相違する「ゴルフ場利用税決定基準」の見直しや徴収税収をゴルフ市場活性化に活用する施策を自治体と協議する等の独自の活動を行います。（例年通り、「ゴルフ場利用税の課税状況からみたゴルフ場の数・利用者数等」を発刊します。）

また、「ゴルフ場用地に係わる固定資産税」に関し、評価方法等についての相談業務を行います。

なお、前記した「労働力不足への対応策立案」事業としての「産業別高齢者雇用促進ガイドラインの策定」及び「同一労働同一賃金セミナー開催」等も本委員会において実施致します。

「税・労務委員会」の活動費として、400 千円を計画します。

また、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」からの「高齢者雇用推進事業費」として、10,000 千円を計画します。

（２）河川敷適正化事業・・・河川敷ゴルフ場委員会

河川敷ゴルフ場の「河川敷地占用許可基準」に関する調査・研究等を行います。

「河川敷ゴルフ場委員会」の活動費として、741 千円を計画します。

（３）情報収集・提供事業及び 関連団体交流促進事業

* 「情報収集・提供事業」としては、「NGKだより」を隔月発行し、会員並びに地域活動の情報交換アイテムとして充実させるとともに、地域振興金を支出します。また、行政等からの情報配信やアンケート依頼について、会員又は非会員に対して実施します。ホームページの充実による情報配信を更に進めます。

活動費として、5,505 千円を計画します。

* 「関連団体交流促進事業」としては、「日本ゴルフサミット会議」、「ゴルフ市場活性化委員会（GMAC）」等に参画します。

団体への加盟負担金等として、3,703 千円を計画します。

以上 1～4 の事業計画により、2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日までの事業費合計は、29,121 千円（前年実績比 8,342 千円増）の予算を計上しました。

次に、「管理費」は、2017 年度実績と大きな変化はなく、16,162 千円（前年実績比 160 千円増）となる予算を計上しました。

「事業費」と「管理費」を合計した経常費用合計は、45,283 千円（前年実績比 8,502 千円増）となり、「経常収益 32,080 千円」との差額は 13,203 千円の経常費用超過となります。

以上の結果、正味財産期末残高は、前年度末比 13,203 千円減少の 123,349 千円となります。

以上の骨子において 2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日までの予算案を編成しましたが、下記の課題解決を会員各位のご協力を得て成し遂げなければなりません。

2012 年 10 月 1 日に「一般社団法人」に移行した時点で内閣府から認定された「公益目的財産額 263,120 千円」を届出済みの公益目的事業の実施に応じて使途しておりますが、2017 年度末時点で「公益目的財産残額 140,763 千円」に減少しております。現状の公益目的事業の水準を維持した場合、向こう 10 年程度で財源不足となる恐れがあります。

したがって、受取会費収入が基本的活動財源である弊協会は、将来の安定的な協会運営のために正会員数を倍増する目標を持って活動する必要があります。

従来にも増して、会員各位のご理解とご支援をお願い申し上げる次第でございます。